

新潟県企業局管理規程第4号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（集中管理等に係る事務の特例）</p> <p>第4条の3 第3条第1項及び第3項並びに前2条の規定にかかわらず、総務事務システムにより処理する法定福利費、法定福利費保険料、<u>報酬</u>及び旅費の支出等に関する事務は、総務課長補佐に処理させるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（請求書の徴取）</p> <p>第42条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、支出命令者は、次の各号に掲げる経費については、請求書によらないで支出命令を発することができる。</p> <p>（1）報酬、給料、手当等、退職給付費及び通勤に係る費用弁償</p> <p>（2）～（8）（略）</p> <p>4 （略）</p> <p>（資金前渡の範囲）</p> <p>第46条 （略）</p> <p>2 令第21条の5第1項第1号から第14号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、資金前渡の方法によって支払うことができる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）臨時職員又は人夫に対する<u>報酬</u></p> <p>（4）・（5）（略）</p>	<p>（集中管理等に係る事務の特例）</p> <p>第4条の3 第3条第1項及び第3項並びに前2条の規定にかかわらず、総務事務システムにより処理する法定福利費、法定福利費保険料、<u>賃金</u>及び旅費の支出等に関する事務は、総務課長補佐に処理させるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（請求書の徴取）</p> <p>第42条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、支出命令者は、次の各号に掲げる経費については、請求書によらないで支出命令を発することができる。</p> <p>（1）報酬、給料、手当等、退職給付費、<u>賃金</u>及び通勤に係る費用弁償</p> <p>（2）～（8）（略）</p> <p>4 （略）</p> <p>（資金前渡の範囲）</p> <p>第46条 （略）</p> <p>2 令第21条の5第1項第1号から第14号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、資金前渡の方法によって支払うことができる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）臨時職員又は人夫に対する<u>賃金</u></p> <p>（4）・（5）（略）</p>

(資金前渡の限度額)

第47条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。

- (1) 職員に支給する報酬、給料、手当等及び臨時的任用職員に対する報酬 当該経費の確定した額
 - (2)・(3) (略)
 - (4) 一般職の非常勤職員に支給する報酬 確定した額又は支給予定額
 - (5)～(9) (略)
- 2 (略)

別表第1 (第3条関係)

(略)

支出負担行為

	科目等	次長	課長	課長補佐
1 収 益 的 支 出	(略)			
	(6) <u>報酬</u>	(略)		
	(略)			
	(略)			

別表第2 (第4条、第4条の2関係)

(略)

支出負担行為

	科目等	事業所長に委任する範囲	次長に専決させる範囲
1 収 益 的	(略)		
	(3) <u>報酬</u>	(略)	
	(略)		

(資金前渡の限度額)

第47条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。

- (1) 職員に支給する報酬、給料、手当等及び臨時的任用職員に対する賃金 当該経費の確定した額
 - (2)・(3) (略)
 - (4) 一般職の非常勤職員に支給する賃金 確定した額又は支給予定額
 - (5)～(9) (略)
- 2 (略)

別表第1 (第3条関係)

(略)

支出負担行為

	科目等	次長	課長	課長補佐
1 収 益 的 支 出	(略)			
	(6) <u>賃金</u>	(略)		
	(略)			
	(略)			

別表第2 (第4条、第4条の2関係)

(略)

支出負担行為

	科目等	事業所長に委任する範囲	次長に専決させる範囲
1 収 益 的	(略)		
	(3) <u>賃金</u>	(略)	
	(略)		

支 出	
(略)	

別表第3 (第16条関係)

1 電気事業会計勘定科目

資 産

固定資産

款	項	目	節	細節
(略)				
建設仮勘定	(何) 建設工事	(略)		
		総係費		
			(略)	
			厚生福利費	
			消耗品費	
			(略)	
(略)		(略)		

(略)

費 用

電気事業費用

款	項	目	節	細節
営業費用	水力発電費	(何) 事業所		
			(略)	
			厚生福利費	
			報酬	
			潤滑油脂費	

支 出	
(略)	

別表第3 (第16条関係)

1 電気事業会計勘定科目

資 産

固定資産

款	項	目	節	細節
(略)				
建設仮勘定	(何) 建設工事	(略)		
		総係費		
			(略)	
			厚生福利費	
			賃金	
			消耗品費	
			(略)	
(略)		(略)		

(略)

費 用

電気事業費用

款	項	目	節	細節
営業費用	水力発電費	(何) 事業所		
			(略)	
			厚生福利費	
			賃金	
			潤滑油脂費	

(略)	送電費	(何) 事業所	(略)
	一般管理費	本局	(略)
			厚生福利費
			消耗品費
	太陽光発電費	(何) 事業所	(略)
			厚生福利費
潤滑油脂費			

(略)	送電費	(何) 事業所	(略)
	一般管理費	本局	(略)
			厚生福利費
			賃金
	太陽光発電費	(何) 事業所	報酬
			(略)
厚生福利費			
		賃金	
		潤滑油脂費	
		(略)	

2 工業用水道事業会計勘定科目

資 産

固定資産

款	項	目	節	細節
有形固定資産	(略)			
	建設仮勘定			

2 工業用水道事業会計勘定科目

資 産

固定資産

款	項	目	節	細節
有形固定資産	(略)			
	建設仮勘定			

(略)	(略)	(何) 建設工事	(略) 総係費	(略) 厚生福利費 消耗品費 (略)
-----	-----	----------	------------	-----------------------------

(略)	(略)	(何) 建設工事	(略) 総係費	(略) 厚生福利費 <u>賃金</u> 消耗品費 (略)
-----	-----	----------	------------	--

(略)

(略)

費用

費用

款	項	目	節	細節
工業用水道 事業費用	営業費用	(何) 水道費	(略) 厚生福利費 <u>報酬</u> 消耗品費 (略)	
		(略) 総係費	(略) 厚生福利費 <u>報酬</u> 消耗品費 (略)	
	(略)			

款	項	目	節	細節
工業用水道 事業費用	営業費用	(何) 水道費	(略) 厚生福利費 <u>賃金</u> 消耗品費 (略)	
		(略) 総係費	(略) 厚生福利費 <u>賃金</u> 消耗品費 (略)	
	(略)			

3 工業用地造成事業会計勘定科目

資 産

(略)

工業用地造成資産

款	項	目	節	細節
(略)				
未成土地	(略)			
	総係費	(略)		
		厚生福利費		
		消耗品費		
		(略)		
	(略)			

(略)

費 用

費用

款	項	目	節	細節
工業用地造成事業費用	営業費用	(略)		
		一般管理費	(略)	
			厚生福利費	
			報酬	
			消耗品費	
			(略)	
	(略)			

3 工業用地造成事業会計勘定科目

資 産

(略)

工業用地造成資産

款	項	目	節	細節
(略)				
未成土地	(略)			
	総係費	(略)		
		厚生福利費		
		賃金		
		消耗品費		
		(略)		
	(略)			

(略)

費 用

費用

款	項	目	節	細節
工業用地造成事業費用	営業費用	(略)		
		一般管理費	(略)	
			厚生福利費	
			賃金	
			消耗品費	
			(略)	
	(略)			

4 共通管理勘定勘定科目
(略)

費用

款	項	目	節	細節
共通管理費用	本局（又は上越利水事務所）	(略) 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 報酬 消耗品費 (略)		

4 共通管理勘定勘定科目
(略)

費用

款	項	目	節	細節
共通管理費用	本局（又は上越利水事務所）	(略) 退職給付費 報酬 法定福利費 厚生福利費 賃金 消耗品費 (略)		

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。